

海区便り

V o l . 5 9

はじめに

◎第302回(第20期第11回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、吉田、矢田、濱田、亀谷、田中、升谷、小中、安部委員 欠席委員：前田委員

開催日時：平成26年12月12日(金) 10:30~12:00

開催場所：隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎1階会議室

議題

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

国の基本計画変更に合わせて、島根県の計画も変更するために、知事から隠岐海区漁業調整委員会へ諮問がされ、審議が行われました。以下報告された変更点です。

【知事管理量の設定】

平成26年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成26年1月から12月まで	46,000 38,000
まいわし	平成26年1月から12月まで	33,000

平成27年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成27年1月から12月まで	40,000
まいわし	平成27年1月から12月まで	57,000

【中型まき網漁業への知事管理量の設定】

平成26年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
まあじ	中型まき網漁業	44,000 36,000
まいわし	中型まき網漁業	32,000

平成27年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
まあじ	中型まき網漁業	38,000
まいわし	中型まき網漁業	56,000

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

2. ふぐ浮延縄漁業の禁止に係る隠岐海区漁業調整委員会指示継続について(協議)

本委員会指示は、本県漁業の安全操業と漁業秩序の維持を図る目的で定められたものです。平成26年12月31日に指示の有効期限が切れることから、指示の継続について協議を行いました。事務局より新たな指示案が示され、以下のような説明がありました。

- 内容については前回の指示内容を引き継ぐもので、指示番号、会長名や指示有効期間が変わるだけである。
- 新たな委員会指示の有効期間は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間。

委員からは、県内のふぐ浮延縄漁業者の有無、指示に違反した場合の扱いなどについて質問がありました。《協議の結果》本委員会指示は、異議なしとして継続することとなりました。

3. 次期(第7次)島根県栽培漁業基本計画の策定について(協議)

第7次基本方針案が国から示されたので、この方針をふまえて島根県の計画案(目標年度：H33)が以下のとおり策定されましたので、このことについて事前協議がなされました。

【計画概要】

- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
 - 資源造成型栽培漁業の推進と資源管理との連携強化
 - 放流魚の漁獲だけでなく、放流魚を親とした再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取組みを推進。

- 資源造成型栽培漁業の実現のため、稚魚段階での漁獲の抑制等の漁獲管理との連携強化に努める。
- 対象種の重点化と効率的かつ効果的な栽培漁業の推進
 - 多種・少量放流や分散放流とならないよう、対象種の重点化や適地への集中化に取り組む。
- 広域種の推進体制
 - 都道府県の区域を越えて回遊する魚種で、マダイとヒラメが対象。
 - ヒラメは、「日本海中西部海域栽培漁業推進協議会」に参画し、共同種苗生産体制の構築等を検討する。
- 地先種の推進体制
 - 漁獲の大部分が地先漁場で行われている魚種で、基本、受益者主体による種苗放流を推進していく。
- 栽培漁業に関する県民理解の醸成と普及
 - 水産物の安定供給の機能に加え、種苗放流や育成を通じた自然環境の保全や、児童・小学生等への教育の場の提供、遊漁・観光振興への貢献等、栽培漁業の有する多面的機能について県民に理解を得よう努める。

(2) 栽培漁業の対象種類と放流数等

種類	放流数量	放流時の大きさ	種類	放流数量	放流時の大きさ
マダイ	550千尾	全長100mm	アカアマダイ	10千尾	全長70mm
ヒラメ	350千尾	全長120mm	アワビ	300千個	殻長30mm

委員からは、方針の期間、放流サイズの大規模化の意義などについて質問がありました。《協議の結果》委員会として異議なしの回答がされました。

4. あなごかご許可方針の改正について(報告)

【経緯】平成26年1月にJFしまね西郷支所管内のあなごかご漁業者から県に対して、操業区域拡大の要望が出された。県(隠岐支庁)としては、操業区域拡大が漁業経営の安定化推進や魚種や漁場の競合は少ない点から判断し、関係者等への調整を開始。

【操業区域拡大の内容】

6~8月の3ヶ月間に限り(底びき網漁業の休漁期)、5海里を超える隠岐島周辺海域でも操業できるよう区域を拡大。ただし、他漁業との調整を図るため、次の制限を設定。

- 日御碕灯台から正北の線以西の海域では操業しないこと(制限条件)
- 水深180m~350mの海域では操業しないこと(自主規制)

【漁業許可方針の一部改正】

- 新たな操業ルール(内容)を追加することとし、既存の内容をA許可、追加分をB許可として整理。
- B許可(新規)の発給の条件として、管内漁協等(海士町漁協、JFしまね各支所)の同意を得ることが必要。

5. 太平洋クロマグロの資源管理強化について(報告)

- 平成27年以降、国内の未成魚(30kg未満)漁獲量を2002-2004年平均漁獲実績から半減(8015トン→4007トン)。
 - 年間の漁獲上限を「大中型まき網漁業で2000トン」、「沿岸漁業(大中型まき網以外の漁業)で2007トン」に設定し、沿岸漁業については全国を6ブロックに分けて管理する。
 - 管理初年に限っては、管理の期間をH27.1.1~H28.6.30までとし、島根県の属する日本海西部ブロックの沿岸漁業における漁獲上限は173トン。以降は、沿岸漁業は毎年7月1日から翌年6月30日までの1年単位。
 - ブロックごとに漁獲上限が7割に達した段階で「注意報」、8割で「警報」、9割で「特別警報」、漁獲上限に達する前の9割5分で「操業自粛要請」を、水産庁から都道府県を通じて漁業者に発出する。
 - クロマグロの資源管理に取り組む定置網や曳き縄などの漁業者について、強度資源管理とみなし、資源管理・収入安定対策(漁業共済・積立ぷらす)を活用して支援が拡充できないか、水産庁が検討中。
- 委員からは、ブロック外の県が境港に水揚げした場合のカウンターの扱いなどについて質問がありました。

6. 平成26年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について(報告)

平成26年11月19日に平成26年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が開催され、その会議内容について報告がありました。

連絡先 隠岐支庁水産局内 隠岐海区漁業調整委員会事務局
Tel: 08512-2-9669 Fax: 08512-2-9674